

公益財団法人 北海道環境財団
理 事 長 大原 雅 様

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)
誓 約 書

私は、公益財団法人北海道環境財団（以下「財団」という。）に対して、補助金の交付申請時、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、一切異議は申し立てません。

1. 交付申請

申請者（手続代行者がいる場合は手続代行者も含む）は、本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て了解している。
ただし、財団が審査した結果、補助金の交付対象にならない場合があることを承知している。
また、申請者（手続代行者がいる場合は手続代行者も含む）は、提出前に必ず申請書をコピーし、控えている。

2. 暴力団排除

暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。

3. 交付決定前の事業着手の禁止

交付決定通知書を受領する前に本事業の契約又は工事に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。

4. 重複受給の禁止

他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。

5. 申請の無効

申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。

6. 個人情報の利用

財団が取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、財団が開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、財団が作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。

7. 高性能建材の補助対象経費の上限額

補助単価を用いて算出した補助対象経費は、補助対象となる高性能建材の導入費用（見積書による補助対象製品の購入費・取付費及びその取付に必要な部材と取付費等）を上限額とする。

8. 申請内容の変更及び取下げ

交付決定後に申請内容に変更の可能性が生じた場合には、財団に速やかに報告することを了承している。
また、交付決定通知書に記載された補助金の額は上限額であり変更内容によっては減額になる場合があることを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、財団の指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。

9. 現地調査等の協力

補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。

10. 事業の不履行等

申請者及び補助事業者、手続代行者が財団に連絡及び書類の修正を怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと財団が判断した場合は、申請を無効とする場合があることを理解し、了承している。

11. 免責

財団は、申請者、手続代行者、施工会社等の間で生じる問題に関して関与しないことを了承している。
また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。

12. 事業の内容変更、終了

財団は、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができる事を承知している。

13. 使用状況の報告

本事業終了後、補助事業者（居住者等）は2年間、財団が定めるエネルギー使用状況の報告（定期アンケート）を行う義務があることを承知している。また、申請内容に変更がある場合は、財団へ連絡することを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違ひがないことを確認した上で署名します。

年 月 日

(自署)

申請者 管理組合名等

代表者名等